

平成 1 9 年度 第 1 回

府中市都市計画審議会議事録

平成 1 9 年 6 月 2 8 日開催

府中市都市計画審議会

議 事 日 程

平成 19 年 6 月 28 日 (木) 午後 2 時

北 庁 舎 第 1 ・ 2 会 議 室

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 会長の選任について

日程第 3 会長代理の指名について

日程第 4 議席の指定について

日程第 5 第 1 号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第 6 報告事項 (1) 府中都市計画道路の進ちょく状況につ
いて

(2) 公園緑地の進ちょく状況について

(3) 府中都市計画に関する基本的な方針
(地域別まちづくり方針) 策定の進
ちょく状況について

日程第 7 そ の 他

午後 2 時 0 0 分開会

【秋山都市整備部次長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、まず委嘱状の伝達でございますが、本来なら市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもちまして委嘱状の伝達にかえさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、野口市長からご挨拶を申し上げます。

【野口市長】 府中市長の野口でございます。ごあいさつを申し上げます。

このたび、皆様におかれましては、府中市都市計画審議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただき、また、本日ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、市政の各般にわたりご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

本市では、地域そのものに対する高い評価とともに、人口は急速な増加状況が続き、都市化による問題が発生しております。本市では、市民の皆様が将来にわたり、緑豊かで快適に暮らすことのできる、市民が主役のまちづくりをより一層推進していくため、府中都市計画マスタープランに基づく地域別まちづくり方針の策定に全力で取り組んでいるところでございます。また、これまで

に、市民提案による2件の地区計画が、当審議会でご審議をいただき、都市計画決定されるなど、市民参加型のまちづくりが進展をしております。

委員の皆様には、今後2年間にわたり、府中市のまちづくりに対しましてご審議いただくわけですが、心ふれあう緑ゆたかな住みよいまちの実現のため、貴重なご意見、ご指導を賜りますようお願いを申しあげまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【秋山都市整備部次長】 ありがとうございます。

委員の皆様には大変恐縮でございますが、市長は他にも公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は新たな委員の皆様による最初の会議でございますので、お手元の議事日程に従いまして、まず最初に会議の運営に係る事項としまして、会長並びに会長代理、議席を決めていただき、その後に議案をご審議いただきたいと存じます。

会議開催の可否でございますが、全員参加をしておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事日程に従い、進めていただきたいと思います。会長がまだ選任されていませんので、会長が決まるまでの間、会議の進行役を務めていただく方を決めていただきたいと思います。いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声)

【秋山都市整備部次長】 ありがとうございます。

それでは、学識経験の中から 委員さんをお願いしたいと思います。

います。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 ただいまご指名にあずかりました でございます。
新会長が選任されるまでということで、進行役を務めさせていただきたいと思います。

では、座らせていただきます。

今日は、第1回目の審議会ということでございますので、まず自己紹介をさせていただきたいと思います。

まず私は、商店街連合会の会長を務めさせていただいております。商店街連合会と申しますのは、府中市には45の商店街がございますして、府中市の中の小売店の集合体でございます。どうかよろしく願い申しあげます。

それでは引き続きまして、委員さんから順番に、自己紹介のほうをお願いいたします。

【委員】 と申します。むさし府中商工会議所の製造業部会の部会長という役を仰せつかっております。私は府中生まれ府中育ちでございます。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 でございます。私は、現在は鉄道事業に係わっておりますが、3年ほど前まで東京都の都市計画局で長く都市計画のほうの担当をしておりました。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 と申します。府中市農業委員会の会長を仰せつかっております。よろしく願いいたします。

【委員】 でございます。商工会議所から出ております。よろしく願いいたします。

【委員】 でございます。国立大学法人東京農工大学で教員

をしております。どうぞよろしくお願いいいたします。

【委員】 　　です。市議会議員の枠で、今回初めてこの場に立たせていただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

【委員】 同じく 　　です。2期目で初めてこちらにお邪魔をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

【委員】 同じく 　　でございます。私も都市計画審議会は初めてでございますが、どうかよろしくお願いいいたします。

【委員】 市議会議員の 　　でございます。どうぞよろしくお願いい申しあげます。

【委員】 同じく 　　でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【委員】 同じく市議会議員の 　　でございます。新しい委員さんが多いのですけれども、私は10年ぐらいずっとやっていますけれども、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

【委員】 市議会議員の 　　です。よろしくどうぞお願いいいたします。

【委員】 府中警察署長の 　　でございます。どうかよろしくお願いいいたします。

【委員】 府中消防署長の 　　でございます。4月1日にこちらに着任しました。どうぞよろしくお願いいいたします。

【委員】 小柳町在住の 　　でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【委員】 公募委員の 　　でございます。四谷に居住しております。市民の立場で勉強させていただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、事務局のほうからも自己紹介をお願いいたしたいと思います。

【秋山都市整備部次長】 それでは、続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

最初に、本都市計画審議会の事務局の職員から自己紹介をさせていただきます、続いて都市整備部から組織順に自己紹介をさせていただきます。

【久保都市整備部長】 改めまして、こんにちは。都市整備部長の久保でございます。また新たな課題に取り組んでまいります。どうぞよろしくご指導いただきたいと思います。お願いいたします。

【川浦都市整備部副参事】 都市整備部副参事、建築指導課長の川浦です。よろしくお願いいたします。

【青木地域まちづくり担当主幹】 都市整備部計画課地域まちづくり担当主幹の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 同じく都市整備部計画課地域まちづくり担当主査の浅野と申します。よろしくお願いいたします。

【伊藤主任】 同じく計画課の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

【中村技術職員】 同じく計画課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

【竹内土木課長】 都市整備部土木課長の竹内でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

【雫石土木課長補佐】 同じく土木課長補佐の雫石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【高野管理課長】 都市整備部管理課長の高野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【武藤管理課長補佐】 都市整備部管理課長補佐の武藤と申します。よろしくお願いいたします。

【遠藤建築課長】 建築課長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

【田口建築課主幹】 建築課主幹の田口です。よろしくお願いいたします。

【前田建築指導課民間確認指導担当主幹】 建築指導課民間確認指導担当主幹の前田と申します。よろしくお願いいたします。

【古沢水道課長】 水道課長の古沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【峯尾水道課長補佐】 水道課長補佐の峯尾です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大川公園緑地課長】 水と緑事業本部公園緑地課長の大川です。よろしくお願いいたします。

【平公園緑地課長補佐】 同じく公園緑地課長補佐、平と申します。よろしくお願いいたします。

【木藤水と緑ネットワーク事業担当副主幹】 公園緑地課水と緑ネットワーク事業担当副主幹の木藤と申します。よろしくお願いいたします。

【野岡総務部次長】 総務部次長、企画課長の野岡でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

【香取資産税課長】 資産税課長の香取と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【戸井田農業委員会事務局長】 農業委員会事務局長の戸井田でございます。よろしくお願いいたします。

【秋山都市整備部次長】 最後になりましたが、皆様方の事務局を担当いたします、都市整備部次長、計画課長の秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきたいと思いますが、まず日程第1でございます。仮議席の指定についてでございますが、これにつきましては、現在着席されております席ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【委員】 ありがとうございます。異議が無いということでございますので、仮議席につきましては、現在着席されております席とさせていただきます。

続きまして、日程第2でございます。会長の選任についてでございますけれども、府中市都市計画審議会条例第6条に、会長は学識経験者として任命された委員のうちから選出することと定められております。したがって、学識経験者として任命されました 委員さん、 委員さん、 委員さん、 委員さん、 委員さん、私の6名の中から選出するということになるわけでございます。

それでは、会長の選任につきましてお諮りいたしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。はい、委員さん、どうぞ。

【委員】 と申します。私の意見でございますが、今日までさまざまな要職につかれ、ご経験も豊富な委員さんに会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】 ただいま委員さんから、委員さんということで会長に推薦をいただきましたけれども、いかがいたしましょう。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【委員】 ありがとうございます。ご異議が無いようでございますので、委員さんに会長をお願いいたしたいと思います。

それでは、新しい会長さんが決まりましたので、席を交代させていただきますたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

【秋山都市整備部次長】 委員さん、大変ありがとうございました。

それでは、府中市都市計画審議会運営規則第5条に、審議会の議長は会長が当たると規定されておりますので、ただいま会長に選任されました委員さんに、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【議長】 ただいまご推薦を受けましたでございます。皆様方のお力添えを得ながら、円滑に会議を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今日は傍聴者が3名お見えになっておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、座らせていただきます。

まず議事日程に入りますが、日程第3、会長代理の指名についてを議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会条例第6条第3項に、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、会長代理に 委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、 委員さんから一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

【会長代理】 今、突如ご指名をいただいたものですから、びっくりしたのですが、会長のもとで円滑な議事日程の消化ができますよう、事故が無いのが一番いいわけでございますけれども、一緒に務めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

【議長】 よろしくどうぞ。

次に、日程第4、議席の指定でございますが、府中市都市計画審議会運営規則第4条に、委員の議席は、あらかじめ会長が定めるとされておりますが、特に、今、座っていただいているような着席順でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、現在の席で決定をいたします。

次に、本日の会議の議事録署名人についてを決めたいと思います。これも府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名されるものと規定されておりますので、私のほうから指名をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは、初めての会議でございますから、1番のほうからずっといいのでしょうか。1番、2番というぐあいに。よろしいですか。

それでは、議席番号1番、委員さんと、議席番号2番のさんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、日程第5、第1号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更を議題といたしますので、説明をよろしく願いいたします。

【青木地域まちづくり担当主幹】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明いたします。

本件につきましては、平成18年8月から同年12月末までに、農業従事者の死亡または故障により農業に従事することができなくなったため、生産緑地法の買取り申出に伴う制限の解除があったもの、及び公共用地となったものについて、生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

まず本件の都市計画決定でございますが、府中市が決定する都市計画決定でございます。

第1号議案の1ページをお開きください。第1の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は約113.79ヘクタールです。

次に、第2の削除のみを行う位置及び区域でございますが、4地区で、削除する面積は約2,200平方メートルでございます。

削除理由ですが、公共施設等の用地または買取り申出に伴う制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

下段に変更概要をお示ししてございますが、1の位置の変更でございますが、新旧対照表のとおりでございます。

2の区域の変更については、計画図により、後ほどご説明をさせていただきます。

3の面積の変更でございますが、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約114.01ヘクタールから、約113.79ヘクタールとなります。約0.22ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、本年5月1日付で東京都知事の同意を得ております。

また、都市計画法第17条の計画に基づき、本年5月17日から31日の2週間、公告縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

それでは、個々の計画図の詳細につきましては、担当主査よりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の変更について、パソコンを使いましてご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。このスクリーンの図面は、お手元の資料の3ページ以降の計画図と同じものを表示してございます。

初めに、計画図の表示は、赤の塗りつぶし部分が削除する区域で、図は上が北方向となっております。

地区番号149、地区名、小柳町地区、位置は市立小柳保育所の西側で、中央自動車道の北側に位置し、地区の一部、約340平方メートルを削除するものです。

続きまして、地区番号192、地区名、若松町地区、位置は浅間山通りでございます若松町郵便局の西側に位置し、地区の一部、約410平方メートルを削除するものです。また、この削除により192地区が分割されるため、残された地区の一部を560番として新規に地区番号を設けております。

続きまして、地区番号209、地区名、天神町地区、位置は府中市美術館の西側に位置し、地区の全部、約1,390平方メートルを削除するものです。

続きまして、地区番号491、地区名、本宿町地区、位置は甲州街道の北側、東芝体育館の西側に位置し、狭あい道路事業の寄附により、地区の一部、約60平方メートルを削除するものです。

以上で、府中都市計画生産緑地地区の変更について、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ただいま議案の説明を終わりましたけれども、これより審議に入りたいと思います。まず、ご意見等ございましたら承

りまして、ご討議いただき、最後に採決という順序で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、皆様方のほうから、何かご質問等ございませんでしょうか。 委員さん。

【委員】 今回、4件すべて削除のみということで、また生産緑地が減少してしまうということですのでけれども、まず、それぞれ、4番目は狭あい道路ということなので、道路になるのだらうと思うのですが、変更後が何になるのか。まだわかっていないのは、わかっていないで結構なのですけれども、例えば変更後にマンションが建つとか、駐車場になるとか、なったとか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

あと、それぞれ相続とか、いろいろ要因があるのだと思いますけれども、市が何か使ったりするのがあるのか。そういうことについて事前に、地主さん等から、市のほうで使ってほしいとか、何かしてほしいとか、そういう相談があったかどうか、そのあたりの状況についてお尋ねをします。

あと確認は、面積の変更で、件数に変わりが無いのは、さっき言った2番目のところが分かれてしまうので、1カ所新規にふえて、209がゼロになって、そこがなくなって、プラスマイナスで変化が無いということで、件数が変わらないということですのでよろしいですか。それは確認だけですけれども、以上、すみません、よろしく願いします。

【議長】 以上、3点のご質問にお答えください。

【青木地域まちづくり担当主幹】 3点のうち、1点目の変更後の状況でございますが、

1 件目の小柳町ですが、これは現在、面積が狭いものですから、開発行為にはなりません、宅地を造成中でございます。

2 件目の若松町でございますが、現状、資材置き場になっております。

3 件目の天神町でございますけれども、これは買い主のほうから相談がありまして、北側の一部、道路に面している部分は生産緑地ではないのですが、その部分を含めまして、北側部分が中高層建築物、南側については戸建住宅の予定で、現在、協議中でございます。

4 件目につきましては狭あい道路の関係でございます。

2 点目の、市が使うものがあるかどうかということでございますけれども、今回のこの中には、市がそのまま使うという相談というものはございませんでした。

それと4件目の件数の問題でございますけれども、件数については委員さんがおっしゃられましたように、一部削除をすることによりまして、生産緑地の一団から離れますので、その部分は新たな地域になるということで、相殺で件数は変わらないということでございます。

以上でございます。

【秋山都市整備部次長】 若干補足させていただきます。

本件、4件のうち3件につきましては、いずれも生産緑地法の手続に基づきまして、市に対して買取り申出、市が買っていたかどうかという相談がございました。これにつきましては、全庁的に検討したところ、現在、公共用地としての要請がなかったものから、3カ月後には生産緑地の解除がされて、民間への転用

がされたという実態でございます。

あわせて、今回の質問とちょっと外れるかもしれませんが、議会のほうからも、特に学校農園だとかを含めまして、事前にさまざまな検討をするようにという要望もいただいておりますので、今、庁内的には、各課のほうに照会をして、事前に適地については把握する準備をしているところでございます。

【議長】 委員さん。

【委員】 大体わかりました。

今、秋山次長のほうから最後に答弁をいただいたところについては、私を含めて何人かの議員のほうから、そういう農地を守ろうとか、生産緑地を守っていきましょうというような一般質問等もある中でございますので、今、お話があったように、学校農園でありますとか、あるいは市民農園でありますとか、そういうところに活用できるようなところについては、ぜひ積極的に取り組んでいただければということは、まずお願いしておきたいと思えます。

あと、最後の件数の件については、特にこだわっているわけではないのですけれども、生産緑地、最初に指定したときに、たしか順番に番号を付けていったと思うのですね。どうだったかちょっと覚えていないので、もしどういふふうに付けたかわかれば、教えていただければと思うのですけれども、ずっと順番に付けて行って、新たに指定になったり、今回みたいに分割になって新たに増えたりというようなところというのは、結構あるのかどうか、そのあたりの考え方と、あと、なくなったのは、ゼロになったところは消えているのだと思うのですけれども、そういうところの

番号の考え方を再度確認させていただければ。

以上です。

【議長】 はい、どうぞ。

【青木地域まちづくり担当主幹】 番号の振り方ですが、当初、多磨町、図面でいきますと右上から右回りで、順番に1番から連番でつけております。それで区域的に全部削除の場合は、その削除番号は欠番になります。新たに追加ということになりますと、あとは番号が飛んでしまうという現象にはなっております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにはございませんでしょうか。 委員さん。

【委員】 この審議会、初めての参加ということですので、少し基本的なことから教えていただけたらと思いますので、お願いをいたします。

それで、今回、生産緑地の変更ということでの、削除ということのご報告をいただいているのですけれども、たしか生産緑地法というものが決められましてから、もう既に十数年たっているかと思えます。その段階で、府中の中で一般農地と生産緑地として当初指定されたものが大体どのぐらいの面積か、割合であったのかということと、それと現在、この削除も含めましてですけれども、どういう形で一般農地と生産緑地が、今、存在しているのかという数字的なことを1点、お聞かせいただきたいと思えます。

それとあと、先ほど 委員からの発言もあるように、どんどん生産緑地が減ってきている中で、都市の農地を残すというのは、

非常に厳しい状況があるかと思えますけれども、府中市がとっている農地を残すための何か政策的なものがあれば、それと、あと近隣市の中で、何かそのような同じような状況、あるいは政策を持っているところがあれば、教えていただきたいと思えます。

以上です。

【議長】 以上、3点についてお答えいただきたいと思えます。

【香取資産税課長】 資産税課長の香取でございます。生産緑地と市街化区域農地の、その辺の割合と面積につきまして申し上げます。

平成19年度時点で申し上げますと、110万134平方メートルが生産緑地でありまして、そして市街化区域農地につきましては49万1,289平方メートル、割合にしまして、農地の中の生産緑地の割合が、69.1パーセントが平成19年度の数字でございます。

パーセンテージについては、以上でございます。

【戸井田農業委員会事務局長】 農地の保全につきましては、経済観光課としては、農地の所有者と5年間の保全協定を結びまして、営農支援として補助金を支出しております。

以上でございます。

【青木地域まちづくり担当主幹】 生産緑地の当初指定ですが、平成4年に生産緑地の指定をしておりますが、当時は129.03ヘクタールでございます。前年度、平成18年度末で114.01ヘクタールになりまして、率では11.64パーセントの減になっております。

【委員】 ほかの市については、面積とか具体的なことはいいの

ですけれども、何かこう政策的に農地を残すような政策を持っているような自治体があるようでしたら。

【秋山都市整備部次長】 整理してお答えします。

数字的なものから整理いたしますと、平成4年には、資産税課からの数字と若干違っているところがありますが、平成4年に生産緑地地区を指定したときには、先ほど主幹がお答えしましたように、129.03ヘクタールを生産緑地地区と指定いたしました。そのときに、市街化区域内にある農地は244.44ヘクタールでございました。このときの指定割合としましては、52.8パーセントを生産緑地として指定したという経過がございます。それが現在、生産緑地も相続等で減ってきてまして、約15年間に11パーセント減少しているというのが実態でございます。さらに、市街化区域内の生産緑地外の農地につきましては、約32パーセント程度、減少しているのが実態でございます。

その後、各市も状況は同じですが、平成15年度から、農業委員会等の協力を得ながら、追加指定を、現在、積極的に推進をしております。本市におきましても、4年間で約3.67ヘクタールの追加指定をいたしました。

後ほど、その他のほうでご報告いたしますけれども、平成19年度におきましても、ただいま6件の申請がございます。

そういう状況から、生産緑地に指定をしていない農地をできるだけ生産緑地に指定をし、15年間でも11パーセントしか減っていない実態がございますので、生産緑地を指定することが、一つ、農地を残す方法であると思っております。

こういう中では、生産緑地は500平方メートル以上でなけれ

ば指定ができませんが、農業委員会からは、府中市の場合は、300平方メートル、200平方メートル程度の農地を指定できないのか。

また、相続の場合は半年ぐらいの間に決断をしないといけない。そういう中で、やむなく多く解除してしまった。しかし、いろいろ工夫をされて残すことができた。しかし生産緑地ではなくなってしまう。となると、税制的にも大変な負担になりますので、再度、指定できないか。

また、駐車場などに利用していたものを、新たに農地にしたい。大きくは三つの相談がございます。それらにつきましても、農業委員会もさまざま国に要望していますので、我々も協議しながら、府中市の農地が残るようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 その辺につきまして、農業委員長さんの委員さんがおりますので、ちょっと説明してください。

【委員】 ただいま削除の件で2,200平方メートルという削除がありましたけれども、今、計画課のほうで発表がありましたように、今年の追加指定が6件出まして、5,835平方メートルというわけで、このなくなる数字より倍ぐらい多いということで、農地が、今、13.79ヘクタールということですが、それ以上増えてまいります。次回か、その次の本会に上程されると思いますが、ただいま計画課のほうより、農地の審査をお願いしますというわけで、農業委員会、来月の11日にその農地を見回ってみまして、しっかり耕作できているかどうかを審査する予定でございます。恐らく全部が追加指定で、計画課のほうにお願

いすることだと思えます。

なお、ただいまも申しあげましたとおり、再度指定ですね。例えば相続税を納めるのに使った農地が少し余ってしまった。そういうときに、ぜひともその農地をまた追加指定の中に加えていただければ、私たち、とても農業委員会としても喜ばしいことだと思います。

それから、生産緑地を指定するには、最低500平方メートルが必要ですが、先ほど計画課の方も申したとおり、300平方メートルぐらいでもしていただけるようお願いするところでございます。

それから、先ほど 委員から、いろいろ生産緑地や農地のことを質問いただきましたけれども、ぜひとも議員さんでは知っていてほしいような内容でした。特に、農業委員会では、議会推薦の委員さんを3名募って、推薦していただいております。女性委員さん、歓迎でございますので、ぜひとも今度は出ていただきたいと思えます。

以上です。

【議長】 よろしいですか、 委員さん。まだありますか。

【委員】 今、丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。

少し意見といたしますか、感想なのですが、本当にそういう意味では、農業に関わらない者も、この府中の農地を残していきたいという、議会の中でも議論はよくありますので、ぜひそういう視点での府中市としての政策というものも、先ほど営農支援についての補助を出しているというお話もありましたけれども、

また議会の中でも議論ができたらと思っておりますので、ありがとうございます。

【議長】 ほかにはございませんか。無いようですので、第1号議案につきまして、採決したいと思いますが、原案のとおりで異議はないでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは原案どおり決することにいたします。どうもありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次、日程第6、報告事項(1)府中都市計画道路の進ちょく状況についての報告を受けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【竹内土木課長】 それでは、府中都市計画道路の進ちょく状況につきましてご説明をいたします。お手元にお配りをいたしました表と図面をご参照いただきたいと思います。また、前方スクリーンで場所をお示しいたしますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、府中市内の都市計画道路でございますが、全体で37路線、延長7万1,590メートルが計画を決定されております。平成19年4月1日現在の進ちょく率は、全体で5万6,724メートル、79.2パーセントの完成率で、前年度と比較いたしまして0.7ポイントの増となっております。

次に、施行主体別の進ちょく状況でございますが、国につきましては、国道20号線の1路線で、既に100パーセントの完成となっております。

平成18年度の都の施行分につきましては、3・4・22号線、府中街道でございますが、中央自動車道との交差部の北側、合計300メートルを実施してございます。これによりまして、東京都分は68.7パーセントの完成率となりまして、前年度末に比較をいたしまして、0.9ポイントの増となっております。

次に、裏面をご参照願いたいと思います。府中市の施行分でございますが、平成18年度は東京農工大学附属農場の南側の都市計画道路3・4・13号線の300メートルを実施してございます。これによりまして、府中市施行分は86.6パーセントの完成率となりまして、前年度末に比較いたしまして、0.7ポイントの増となっております。

なお、大変申しわけございませんが、府中市施行分の3・4・19号、府中駅前通りの一部でございますが、それと都市計画道路8・6・2号線のペDESTリアンデッキ、この一部につきまして、昨年度までの現状を視点に事業完成という形でご報告をさせていただいておりましたけれども、A地区の再開発事業に関連をいたしまして、広場等の見直し改良、これが必要となってきたということから、修正をしてございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それから、今後の計画でございますけれども、東京都施行分につきましては、府中3・2・2の2号線、東八道路、府中3・3・8号線、鎌倉街道、府中3・3・24号線、ここで環境調査を実施すると聞いてございます。

また、府中3・4・7号線、新小金井街道の京王線アンダーの立体交差部分、小金井街道の京王線高架部から旧甲州街道までの

間の築造工事、これを実施するという事で聞いてございます。

そのほか、府中街道での交差点改良、是政橋2期下部工事などを実施するという事でお聞きをしております。

市の施行計画につきましては、平成18年度に引き続きまして、都市計画道路3・4・13号線、国分寺街道の府中第一中学校の北側、幸町一丁目の交差点から、農工大学附属農場の南東の角まで、約280メートル間でございますが、これにつきましては、電線類の地中化の後、道路築造工事を実施いたしまして、早期完成に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、多摩地区における都市計画道路の整備方針、第3次事業化計画が、平成17年度末に定められたところでございます。市施行で行います西武線多磨駅の西側から北に東八道路までの3・4・11号線、それから3・4・16号線につきましては、現在、府中都市計画マスタープランに基づきます地域別まちづくり方針を策定中でございますので、この事業にあわせて準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

【議長】 ただいま報告がございましたけれども、この件につきまして、何かご質問等ございますか。はい、委員さん、どうぞ。

【委員】 ちょっと基本的なことで伺えればと思っております。

今、ご説明いただきまして、都市計画道路、最終的には計画どおりでき上がって、機能が果たせるのかなと思っておりますが、現在、事業中、また完成しているところが増えてきていると思えますが、計画決定のみで、まだ事業化されていないところで、東

京都においても事業化計画が出されたということですが、今後の見通しというのでしょうか、計画で事業化に進みそうなところとか、その辺のことが現状でわかれば、教えていただければと思います。

それと併せて、先ほどご説明で、3・2・2の2号線と3・3・8号線について、環境アセスですか、調査をされるというようなことだったのでしょうか。これについては、供用開始になってから少し経っているんでということなのかと思うのですが、いつぐらいに実施で、どんな目的で調査をされようとしているのか、もし把握されていたら、教えていただきたいと思います。

2点、お願いいたします。

【議長】 以上2点につきまして、お願いいたします。

【竹内土木課長】 最初に、今後の見通しということでございますけれども、例えば3・4・12号線など、事業計画があって事業化されていないというところは、かなりございます。そういうところにつきましては、東京都のほうに陳情といいますか、要望して、今後も引き続き事業化してほしいということで進めていきたいと考えてございます。

それからアセスのほうの、東京都が実施をいたします3・2・2の2号線、それから3・3・8号線、これは、3・3・8号線、それから3・3・24号線につきましては、環境アセスメント事後調査ということで、3・3・8号線については第一四半期発注予定ということですから、もう既に発注したのではないかと考えております。それから3・3・24号線につきましては第二四半期ということなので、ちょうど今ごろということだろうと思いま

す。それから3・2・2の2号線、これも第二四半期ということ
でございますので、ちょうど今ごろということだろうと思います。

それから、これは都条例、環境影響評価条例に基づくものでござ
いますので、法的な定めで実施するものと思います。

以上でございます。

【議長】 はい、説明をお願いします。

【青木地域まちづくり担当主幹】 第3次事業化の中で、東京都
が施行する分について補足させていただきますと、第3次事業化
で選定されている路線ですが、東八道路から北側の国分寺街道の
延伸であります。

それと、3・4・3号線、これが東京都が施行する路線です。

この2路線については、東京都のほうには早期の事業化という
ことをお願いしておりますけれども、すぐ着工するような見通し
は、なかなか厳しいという状況です。

それともう1カ所が、東八の延伸になります。今年の3月に石
田大橋から八王子間が開通しましたので、東八の残る区間が3・
3・8号線から20号までの区間になりますので、東京都として
は早期に着工したいというような考えのようではありますが、まだ
詳細なお話が来ておりませんので、いつ着工するのかというところ
は、具体化されていないという状況でございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。 委員さん。

【委員】 詳細にありがとうございました。

今の3・3・8号線からの延伸に関しては、石田大橋のあたり
ができたことで、バイパスとして八王子まで開通してしまったの

で、残った区間ということで、かなり影響も大きいのかなと思うのですが、引き続き東京都等に要望していただければと思います。

アセスについては、事後の調査ということで、法定で定められているということですから、わかりました。また、これは多分、市のほうに報告もあると思うので、何らかの形でまたご報告いただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

【議長】 よろしいですね。

それでは 委員さん、どうぞ。

【委員】 今、若干、お答えが出たような問題もあるのですが、実は3・4・3号線の問題について、ちょっとお聞きしたいと思っております。

ご説明の中にもありましたように、多摩地区における都市計画道路の整備方針ということで、昨年、第3次事業化計画が発表されましたけれども、例えば3・4・3号線については、昭和37年7月に建設省の告示がされてから既に45年たっているわけです。この道路は、先ほどありましたように、非常に幅広く、府中市でいえば四谷、住吉、南町、本町ですか、4キロにわたってつく道路でありますし、その道路予定地に居住している方も、現実にはかなり多いわけですね。そういう意味で、計画は発表された、工事は一体どうなるのか。東京都は10年間で道路を造ると、こう言っているらしいけれども、一体どうなるのだろうかということが、地域の方で心配されている方が非常に多いわけです。そういう面で、都が主体に進められることではありますけれども、府中市としてどう考えているか、3点質問させていただきたいと思

います。

一つは、当該住民への、いわゆる道路予定地に居住をされる市民に対する、道路計画についての説明会の進め方なり、あるいはスケジュールなりについて、十分な配慮が必要だと思うのですが、現時点でどのように計画されているか、お考えをお聞かせいただきたいというのが一つでございます。

二つ目には、この地域の皆様方のご理解を得るために、該当する方々だけの意見を聞くだけではなくて、地域全体の問題としてですね。例えば自治会とか、その他のいろいろな組織がございしますが、そういう方々との話し合いとか連携とかいうことも必要だと思いますが、この点についてどうお考えなのか。

三つ目には、まちづくり検討委員会というものがスタートいたしまして、具体的なまちづくりをどう進めるかという問題が、府中市全体で取り上げられておりますけれども、特にこの該当する地域については、この道路計画がどうなるかによって、まちづくりが大きく変わってくると思うのです。そういう面で、そういうまちづくり検討委員会との連携だとか、それをどう進めていくのかですね。これからの考え方等があれば承りたいと思います。

以上3点です。

【議長】 では、3点についてお願いいたします。

【秋山都市整備部次長】 まずお答えする前に、都市計画道路の状況をご説明したいと思います。

先ほど都市計画道路の進ちょく状況で、1ページにお示しをいたしましたとおり、当市におきましては、約80パーセントの都市計画道路が完成しております。この中では、東京都が7割近く、府

中市においては9割近くが完成している状況でございます。このことから、先ほど委員さんからもご質問が出たように、残った路線が少ないものですから、だんだん府中市としては課題が明確になってきたということだと思えます。

そういうことから、特に東八道路の延伸、それから3・4・3号線、これは図面でご覧のとおり、東八道路は府中の北部を東西に結ぶ幹線道路であり、3・4・3号線は多摩川の橋に連結する、府中市の南側を結ぶ、大変重要な路線ということでございますので、この2路線につきましては、積極的に事業展開していくように東京都にお願いをしてまいりました。

東京都は、都全体を見ますと、多摩地区においては6割弱が都市計画道路の進ちょくでございます。東京都にいろいろお願いすると、言葉は悪いですが、府中市は恵まれていると言われることが多いのですが、課題は明確になっておりますので、東京都に対して、事業の進ちょくをお願いしている状況でございます。

ご質問に戻りまして、住民の説明、スケジュールはどうかということでございますけれども、東京都に対してお願いをしているのは、毎年7月の中旬に行っております。市長自らが東京都の局長さんにお会いをしまして、重要陳情ということで根強い陳情活動を続けています。そういう中で、まだスケジュールは示されていませんが、まず東八道路の延伸を事業化するべく準備をしていること。委員さんから質問があったように、その次のステップとして、3・4・3号線の事業展開をしていきたいというお答えでございます。

いずれにしても、昭和37年に都市計画の決定をしているものですから、一日も早い説明会に向けたスケジュールを示していただくよう、今後も努力してまいります。

2点目、3点目は、同じようなお答えになってしまいますが、当然、この道路ができることによって地域が変わるというのは、そのとおりだと思います。そういう中で、3番目にご質問のありました都市計画マスタープラン、本日、その他でまたご報告いたしますけれども、地域の方々とまちづくり検討会を開いています。そういう中で、やはり十分議論しながら、市民の意見も聞き、あわせて、この本審議会の意見も承りながら、本市にふさわしいまちづくりの方向性を市民とともにつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 委員さん、今のお答えで、どうですか。まだなかなか言えないようなところもあるようですが。

【委員】 もちろんそうですね。それで、自治会との連携ということは、2番、3番を含めてお答えいただいたと理解しております。わかりました。

【議長】 ほかにはございませんか。

なければ、報告了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、報告了承とさせていただきます。

次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、次、日程第6、報告事項(2)公園・緑地の進ちょく状況について報告を受けたいと思いますので、よろしく願いたします。

【平公園緑地課長補佐】 それでは、公園・緑地の進ちょく状況につきましてご報告させていただきます。

お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。平成19年4月1日現在でございます。

1の都市計画公園設置の状況でございますが、都市計画決定がされております公園・緑地は全体で89カ所、面積で293.48ヘクタールでございます。このうち供用を開始しております公園・緑地は85カ所で、面積は147.85ヘクタール、開設率は50.38パーセントとなっております。また、都立武蔵野の森公園では整備工事が進み、1.65ヘクタール、新たに供用を開始しております。したがって、開設率は昨年度より0.82ポイントの増となっております。

以上が都市計画公園・緑地の状況でございます。

次に、2の公園・緑地等設置状況でございますが、本市における開設済みの公園、緑地、仲よし広場などにつきましては、記載の街区公園から都立公園まで、全体で361カ所、面積で179.04ヘクタールでございます。前年度との比較では、箇所数で4カ所の増、面積で1.99ヘクタールの増となっております。

この内訳でございますが、主要なものとしたしましては、街区公園では紅葉丘第2公園、紅葉丘東公園が新設されました。緑道においては、矢崎緑道が一部廃止となり、遊園地に関しましては、是政東遊園地及び是政四丁目遊園地が新設されました。仲よし広場については、分梅町仲よし広場を新設し、本町第二仲よし広場を廃止いたしました。

次に、市民1人当たりの公園・緑地の面積でございますが、7.

38平方メートルとなります。昨年度より1人当たり0.02平方メートルの増となっております。26市の市民1人当たりの公園・緑地の面積と比較しますと、26市全体の1人当たりの平均が6.61平方メートルですので、本市は0.77平方メートル上回っております。また、東京都全体では、1人当たり平均が4.85平方メートルですので、これについても本市は2.53平方メートル上回っている状況であります。

今後とも、公園・緑地の整備、確保に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

以上で公園・緑地の進ちょく状況の報告を終わります。

【議長】 ただいま報告がございました、この件につきまして、何かご質問等ございましたら、どうぞ遠慮なく。はい、委員さん。

【委員】 状況はわかりましたけれども、今、府中基地跡地の留保地になっている部分を、今度、府中市が公園として買収するという話がありますよね。その見通しというか、ある程度、考え方、どんな形態を考えているかみたいなものがある程度わかっているならば、教えていただきたい。あとスケジュール的なところも含めて、とりあえず現状でわかっているところでご説明いただければと思います。

【議長】 お願いします。

【野岡総務部次長】 企画課の野岡でございます。府中基地跡地の留保地の関係でお答えをさせていただきます。

府中基地跡地につきましては、現在、国有地になってございまして、これの跡地利用を来年の6月、平成20年6月までに策定

をしていかなければならない、こういう財務省のほうからの方針が出ております。

この方針に基づきまして、地主である財務省の関東財務局立川出張所、それと私ども府中市、それと、今、世田谷区にあります国立医薬品食品衛生研究所、衛生研と申しておりますが、そこが移転予定となっておりますので、この衛生研も含めまして、三者で協議を進めているところでございます。

したがいまして、今のところは、その三者で3分割をすると、こういう案でございまして、府中市としましては、南側の府中の森公園等の連続性を考慮いたしまして、三分割するうちの一番南側を、現在のところ、おおよそですけれども、5.5ヘクタール程度を緑地として国から有償で取得をしようと、こういう考え方でおります。

中央部が衛生研、北側は不整形地になってございますので、これは財務省のほうで処分をすると、こういう予定で、ただいま関係部署と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。はい、 委員さん。

【委員】 来年の6月までということなので、まだこれからだと思いますが、約5.5ヘクタール、これは基本的には、すべて公園という考え方でやっていらっしゃるのか、例えば、わかりませんが、駐車場だとか、何かほかの目的を考えているのか。もし、すべて公園ということになれば、先ほど1人当たりの公園面積ということで、府中市として増える、そのまま完全にその分増やして考えていいのかどうか。ほかのことは別として、ほかの

増減もあると思いますけれども、それを考慮しなければ、そういうふうを考えていいのかどうか、その辺の考え方だけ、もう一度教えていただけますか。

【議長】 はい、お願いします。

【野岡総務部次長】 府中市が取得をする5.5ヘクタール、基本的には緑地・公園を考えておりますが、ただいま臨時駐車場で美術館等の利用者用の、そういう駐車スペースもございます。また一部、その取付道路といいましょうか、幹線道路等も整備をしなければいけないという状況もあわせますと、5.5ヘクタール全部が公園とはならない。一部はそういう駐車場ですとか道路用地として活用されるという状況でございますが、基本的に大半部分については公園・緑地としての活用を予定しております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにはございませんか。 委員さん。

【委員】 お願いします。

ただいまご説明いただきました都市計画公園・緑地という1のところについてなのですが、本当に初歩的な質問ですけれども、これはそれぞれの目的公園について、この表で内訳というので供用済、あと未供用という形で分かれていますけれども、これはどういうふうな解釈をすればいいのか。この未供用部分に関しましては、一応、公園・緑地の計画には決定されているわけだと思うのですが、何年後ぐらいでこれを実施するという見込みがあるのかどうか、その辺についてご説明をお願いします。

それともう1点なのですけれども、最近よく宅地開発とかマンションが建ちますと、一部を緑地という形、小さな公園で市へ提供されるケースがよくありますけれども、それはこの都市計画公園・緑地というところに、結果としては含まれてきているのかどうかをお願いします。

2点です。

【議長】　お願いします。

【大川公園緑地課長】　最初の質問で、未供用という意味はどういうことかということですが、これは都市計画決定をされていて、開設されているところが供用済、決定されているけれども、まだ開設されていないところが未供用というランク分けでございます。

それと、未供用については、都市計画道路と同じでございまして、なるべく早く開設していきたいとは思っておりますが、既に残っている部分というのが、実は農工大の農地とか、そういうところが多くございまして、都市計画緑地ですけれども、これはある面では、現状が緑地ということで、現状のままでも実質上は供用されているというふうに理解できるのかなと思っております。

2番目の、マンション等、それから開発等があったときに、提供されているような公園等があるようだがということですが、これらは都市計画公園・緑地に含まれているときもありますし、それから含まれていないときもあります。

今回でいいますと、街区公園の中で紅葉丘第2公園とか紅葉丘東公園などは、都市計画決定された公園の一部が開設されたものでございます。

それから遊園地というところで、是政東遊園地とか、是政四丁目遊園地というのがありますが、これなどもマンションなどが整備されたときに提供された公園でございますが、都市計画決定には含まれておりません。

以上でございます。

【議長】 今、お答えがありましたけれども、よろしいですか。

委員さん。

【委員】 ありがとうございます。

最初の質問についてなのですけれども、そうしますと、道路と一緒に、なかなか計画が進みづらいところはあるのかと思うのですが、今後に向けて、開設が今後、非常もう不可能に近いようなところというものの扱いというのは、やはり計画として決定されていけば、なかなか動かさないものなのか、その辺について、市として改めて、この公園・緑地の計画を見直すということは、何らかの時期であり得ることなのかどうかをお願いします。

【議長】 お願いします。

【大川公園緑地課長】 長い間、凍結されたまま開設されない公園というのは確かにありまして、これについていろいろな問題も確かにあるのですが、やはり都市計画決定ですので、少々時間がかかっても、開設に向けて努力していくというのが基本的な考え方でございます。

ただ、何かの機会があれば、どうしてもこれはもう難しいというようなことを、見直さなくてはいけないというときは、やはり将来的にはあろうかと思えます。市民の方々のお考え、それから、もちろんこの都市計画審議会委員さんのお考え等、いろいろいた

だきながら検討していきたいとは思いますが、決定された都市計画施設については、それを開設していくというのが基本的な考え方でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 委員さん。

【委員】 1点だけ考え方を確認させてください。

地域の親しんでいただいている公園で、主に街区の公園とか、あと仲よし広場があると思うのですが、仲よし広場について、先ほどの農地ではありませんが、その公園・緑地の面積として、また親しんでいただいているということから、この仲よし広場が何らかの形で返還を求められたりとかという際に、府中市として、そこを保全するための考え方というのでしょうか、何らかの施策をとることがあり得るのか、あるいはその辺の考え方について確認をさせていただきたいと思えます。1点だけ、すみません。お願いします。

【議長】 はい、お願いします。

【大川公園緑地課長】 府中市といたしましては、まず公園整備の基本的な考え方ですけれども、歩いて行ける範囲の公園を優先的に整備しようということによってやっております。そうしますと、その歩いて行ける範囲にたまたま公園が無いというところで、例えば地主さんのご協力により、現在、開設している仲よし広場などについて、もし地主さんが、もうこれは貸していただけないというようなお話が入ってきましたときには、歩いて行ける範囲の公園にかわる非常に重要な施設となっているところが多いので、市の

ほうで街区公園化していくことを、その都度検討していきたいと思っております。

以上です。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにありますか。

ほかに無いようですので、報告事項（２）公園・緑地の進ちょく状況については、報告了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【議長】 ありがとうございます。それでは報告了承とさせていただきます。

次に、日程第６、報告事項（３）府中都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくり方針）策定の進ちょく状況について報告を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【青木地域まちづくり担当主幹】 本件につきましては、地域別まちづくり方針の策定を始めるに当たりまして、平成１７年１１月の本審議会にご報告させていただきまして、その後、策定を進めておりますので、その進ちょく状況についてご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当主査からご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

【議長】 お願いします。

【高橋都市計画担当主査】 それでは、議案書に沿ってご説明させていただきますが、本日は参考資料といたしまして、机の上に

こちらの「府中都市計画に関する基本的な方針」、一般的には「都市計画マスタープラン」と呼んでおりますが、こちらの冊子をお配りさせていただいております。こちらのほうをあわせてご覧ください。

それでは議案書の1ページのほうをご覧ください。初めに、1の趣旨でございます。本市では、平成14年10月に策定いたしました、先ほどの冊子の「府中都市計画に関する基本的な方針」に基づきまして、昨年度来、市民との協働作業により、地域単位ごとに都市施設の整備方針や、地域のまちづくりの方向性を明確にします地域別まちづくり方針の策定作業を進めているところでございます。

次に、2の地域区分の設定でございますが、地域区分の検討方法といたしましては、平成17年11月7日開催の本審議会におきましてもご報告させていただきましたとおり、鉄道、幹線道路の配置状況や、鉄道駅の駅勢圏、土地利用などを基本的な要素としました、小・中学校、文化センターなどの圏域に配慮することとし、検討いたしました。

また、平成18年3月に、フォーリス及び各文化センターにおきまして、まちづくりイベントを開催して、広く市民の意見を聴くとともに、アンケート調査を実施した結果、1枚めくっていただきまして、次の3ページにございますとおり、市内を八つの地域に分けて地域区分を定めました。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、3の進ちょく状況でございますが、初めに(1)の地域別まちづくり懇談会でございます。平成18年7月3日から18日までのうちの11日

間、各文化センターにおきまして、地域別まちづくり懇談会を開催いたしました。懇談会には延べ199名の市民の方がお集まりいただきまして、各地域におけるまちづくりの現状や課題について意見交換を行いました。地域におけるまちづくりに係る課題を整理してまいりました。

次に、(2)の府中都市計画基本方針策定検討協議会でございます。地域別まちづくり懇談会の開催に続きまして、平成18年12月には、庁内の課長職9名で構成されます府中市都市計画基本方針策定検討協議会と、その下部組織といたしまして、各課が所管します総合計画であるとか、住宅マスタープラン、あるいは地域防災計画などの個別計画の担当者23名からなる作業部会を設置しまして、地域別まちづくり方針に関する事項で、各課の個別計画間の横断的調整を行っております。

続きまして、(3)の地域別まちづくり方針市民検討会でございます。地域別まちづくり方針の策定に当たりましては、地域ごとに市民参加の方策を導入し、市と市民との協働作業により検討を行っていくことから、公募及び団体推薦からなる地域別まちづくり市民検討会を設置いたしまして、平成19年3月4日に第1回の市民検討会を開催いたしました。

第1回の市民検討会では、学識経験者による特別講演、府中都市計画マスタープランの内容と、今後の策定に向けたスケジュールなどについて、事務局から説明いたしました。また、5月24日には、第2回市民検討会を開催し、都市計画及び地域別まちづくり方針に係る勉強会を行いまして、さらに八つの地域ごとに分かれまして、参加者全員で意見交換を実施いたしました。

最後に4の今後の予定でございます。裏面の2ページをご覧ください。八つの地域ごとにワークショップを行いながら、市民検討会を6回程度開催し、市民の意見を反映した地域別まちづくり方針の素案を、平成20年の秋ごろを目途に策定いたします。その後、本審議会に素案の報告を行った後に、平成20年度末には原案を策定し、平成21年度中の都市計画決定に向けて手続を進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 ただいま説明がございましたけれども、この報告事項(3)につきまして、何かご質問等ございませんか。はい、委員さん。

【委員】 まず1件、簡単に確認なのですが、まちづくり方針市民検討会とあって、公募がありますね。ここばかりではないのですが、いろいろな形で公募をやられていて、こういうのをやられていますけれども、そういうので一部よく常連さんみたいな方がいるじゃないですか。そういうところで、いろいろダブっているとか、そういうのは配慮しているのか、どういうふうに考えているのか、そのあたりのことを簡単に教えていただければと思います。

もう1点、これは要望でもいいのですが、本日、冒頭、市長からのあいさつの中にもあったように、府中市は人口が大分増えてきていますよね。そういう中で、やっぱり、人口が増えることは別に悪いことではない部分もありますけれども、やっぱりマンションとかがかなり多く増えて、大型マンション、あと最近ワンルームマンション等も市内に出てきていますので、ある意味

では、そういったところで、やっぱり本格的なマンションに対する規制みたいなものをやる時期に来ているのではないかというふうに思うのですけれども、そういうところを、今回のこの地域別まちづくり方針の中に何らかの形で加えていてもらいたいなという立場でお願いしたいのですけれども、どういう規制ができるかわかりませんけれども、その地域によっては、ある程度、市街地で、マンションがあってもやむを得ないかなという地域はあるので、それはそれでいいのですけれども、地域によってはあまりなじまないというようなどころについては、基本的には、そういうマンション等がある程度で規制ができるような、何かそういう方策をご検討いただきたいなというふうに思っているのですけれども、何かそういうことというのは考えられるかどうか、簡単にご答弁いただければと思います。

以上です。

【議長】 それについて、ちょっと私のほうからも、以前、ほかの委員会でございましたけれども、府中市全体としても、もちろん人口も増えているのですが、マンションだとかそういうほうができまして、空きマンションが大分あるんですね。駅前だとか、人気のあるところはどんどん人が入ってくるけれども、反面、今までのマンションの中で古いマンションとか、ちょっと地域的にも遠いところだとか、不便さがあるところは、空いてしまっているんですね。トータル的には空きマンションはかなりあるんですね、人口は増えているけれども。そのようなものも非常に問題になったというか、問題提起があったことがございます。その辺を含めまして、ひとつお願いします。

【青木地域まちづくり担当主幹】 1点目の、検討委員会の市民公募の委員さんの関係でございますけれども、ほかの委員とダブっているかどうかというところまでは調べておりませんけれども、基本的には、応募のあった方については、そのまま委員に参加していただくということで進めております。応募のあった方は全員委員さんに、なっております。

それと2点目のマンションの関係でございますけれども、マンションの建設に当たりましては、今回の地域別まちづくり方針を策定するに当たりまして、いろいろ地域ごとの課題が出るのではないかと思います。マンションそのものを建ててはいけないという規制はできませんので、例えば地区計画を策定する中で、建物の高さ制限ですとか、離隔の問題等を含めまして策定することができます。その地域に合ったまちづくりは、地域別まちづくり方針の中で策定していただければ、その地域に合ったまちづくりができるのではないかなというふうに思っております。

それと空きマンションの関係ですけれども、これもなかなか難しい問題でして、地域別まちづくり方針の中で空きマンションについても、その活用の方法ですとか、その辺について地域の方が話し合っていていただく中で、最善の方策を検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 なかなか難しい問題も介在していますね。

はい、よろしく申し上げます。

【秋山都市整備部次長】 数字的なものだけ追加させてください。

今回、市民検討会では、先ほど担当主査からご報告しましたよ

うに、公募と、それから団体推薦ということをお願いしました。この割合でございますけれども、現在、総勢171名に参加していただいております。公募の方が82名、団体推薦が89名でございます。おおよそ半々ということです。一般市民も含めて、いろいろな意見を積極的に取り入れたいと思っております。又、団体推薦では、コミュニティ協議会、商工会議所、商店街連合会、農業委員会、消防団、交通安全協会、老人クラブ等々の団体に推薦依頼をいたしました。いろいろな地域の方々からご意見がいただけるような仕組みにしております。

マンションの規制は、よく委員さんから言われるのですけれども、なかなか難しい問題だと思っております。確かに委員さんがおっしゃるように、マンション自体が悪いということではなくて、例えばファミリータイプが一週に500戸もできるなど画一的なマンションができることによって、保育所が足りない、学校が足りないなど、課題が明確になってまいります。そういうことは、地域にとっては良い方向ではないと思っておりますので、そういうところの工夫をまずひとつしたいなと思っております。

種々な世代が住めるようなマンションの構成だったり、まちづくりだったりということも視野に入れながら、市民の意見、各団体の方々のご意見も聞いて、府中市にふさわしいプランをつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。はい、委員さん。

【委員】 状況はわかりましたので、公募の方が全員だと思わなかったものですから、すみません。ある程度、もし人数制限とか

がある場合は、多少そういう、ほかとのダブリだとか、いろいろなことをチェックして、今後ほかの協議会とかほかの会でも、このことをご検討いただければということだけお願いしておきます。

マンションの関係についても、府中市全体である程度こうだと規制する方法もあるのだと思うのですけれども、やっぱり23区等でマンションが、今、ある程度、規制がされるようになって、その分、府中市とかに、何というか、狙われているというか、ちょうど近郊でいいところだということで、23区にできないマンションを、では府中市あたり、人気も高いしというようなことで、結構そういう業者が狙ってきているような部分があるので、早目にある程度、いわゆる23区並みぐらいの規制をしていくとか、いろいろと方法はあると思いますので、今回のこの地域別まちづくり方針の中でも、ぜひ何らかの形で加えていただいて、やっていただければということ強くお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

【議長】 要望も含めてね。

ほかにはございませんか。はい、 委員さん。

【委員】 3番目、進ちょく状況というのをご報告いただいているのですけれども、その中で地域別まちづくり方針の市民検討会、先ほど 委員のほうからもメンバーの確認があったのですが、今、八つに分かれて進みつつあるということなのですから、やはり府中市全体のある意味での一つの統一性ということも非常に重要な点ではないかと思うのですが、そのときに、今、八つで進んでいるそれぞれの市民検討会というものが、どこかで、何らかの形で連絡をとり合いながら進めていくという形になっている

のかどうか、ある意味での連絡体制というものは、今、どのようになっているのかということをお聞きしたい。

それともう1点、戻りますが、地域区分がこちらの表で八つに分かれています。かなり重なりながら、この八つというものが描かれていますけれども、その辺については、この重なりをどのような解釈でとらえればいいのか。最終的には、これは全く重ならない形で区域分けをされていくおつもりで、スタート時点ではこういう形なのかどうかという、その区域分けについて、今後の何か展開があるのかどうかをお聞きします。

【議長】 よろしいですか。以上2点ですね。お願いします。

【青木地域まちづくり担当主幹】 1点目の、八つに分かれています。統一性がとれないのではないかとということですが、各地域の中での代表が集まりまして、全体の連絡会というものを行うように設定しておりますので、各地域間の連絡体制といったところでは、各地域間の代表者の方の集まりの中で、整合性というか、統一性がとれるものと思います。

あと2点目の、八つの地域に分かれています。このダブった部分ですが、これは当初からこの線でというふうに分けますと、地域の事情で変更になりますので、お互いに地域がダブったところで話し合いをしていく中で、これは当然こちらがいい、あちらがいいということになると思いますので、当初からこういった形で、重複した区域分けをしております。最終的には、そのお互いの区域の線というのは、何らかの形で明確な分けになるというふうに思っております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい、ありがとうございました。

【議長】 ほかには。はい、 委員さん。

【委員】 1点、先ほどの 委員の質問に関連してなのですが、先般、建設環境委員協議会のほうにも諮られた開発事業の見直しということがあると思うのですが、その中で宅地の部分が、今まで指定容積率100パーセント以下の地域において、1宅地の最低敷地面積が100平方メートルだったということが110平方メートルに見直されたということだと思うのですが、将来的な都市計画の中において、既存建物との整合性をどのように考えているのか、その点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

【議長】 はい、お願いします。

【青木地域まちづくり担当主幹】 先日の指導要綱の改正の件でございますけれども、これは新たに開発する場合につきましては、指定容積率が100パーセント以下であれば、110平方メートル以上の宅地を確保することをお願いしています。

既存建物となりますと、例えば既存敷地を分割する、これについては、特に指導要綱はございませんけれども、建築行政を持っていますので、そういった中での、なるべく分割をしないで、既存の110平方メートル、あるいは100平方メートルを守っていただくようなお願いはしてございます。

開発行為になる場合については、この100平方メートル、あるいは110平方メートルの基準を必ず守っていただくこととなります。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。 委員。

【委員】 恐らく今回の都市計画の基本的な方針づくりの中で、もちろんそういう考え方が根底にあってということだと思imasるので、もちろん既存建物との整合性を図りながら、引き続き検討をしていただければと思imas。

以上です。

【議長】 ありがとうございます。

ほかには無いようですので、報告事項（３）府中都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくり方針）策定の進ちょく状況については、報告了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【議長】 ありがとうございます。報告了承とさせていただきます。

それでは、私のほうからというか、いろいろな方々からの要望でございますけれども、お手元の資料にはございませんけれども、追加してよろしいでしょうか。要望、お願い事項でございます。

実は、１０年ぐらい前から、この府中の駅の周辺も大分、再開発が進んだり、マンションができたたり、高層の建築物がたくさんできて、府中市の中心的な、商業を中心とした、質の高い都市機能が集積されていることは事実でございますが、このままで高層建築物ができていいものかということが一つ。

これは何を言いたいかということ、天然記念物のけやき並木がずっとあるんですね。これは大分、老木でございますので、日当たりが悪いとか、風通しが悪いとか、あるいは年がら年じゅう車が走っているから、排気ガスで大分傷んでしまう。枯れてしまうの

が早くなってしまうのではと、こういうことで、大分危惧されている人たちが多いのです。

お名前を出して失礼だけれども、市長さんもそうです。それから都会議員の　　さんもそうです。私もそうなのです。ほかにも大勢いると思いますけれども、このままでいいのか、何とかこれにつつまして、いろいろな地域の方々、あるいはいろいろな立場から、もっと積極的に検討を加えるべきではないかと。天然記念物のけやきが枯れてしまっただけからでは、もう遅いんだよというようなことで、何かこれをもう少し市民サイドで、いろいろな方々の立場を考えながら、いい方法はないものかと。一刻も早く手を打つべきところがあったら手を打たなければいけないんじゃないかと、そんなことを考えている次第でございますが、皆様方、いかがなものでしょうか。考え方でございます。利害が絡み合いますから、反対の方もあろうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

はい、　　委員さん。

【委員】　私も議会中に、一般質問等で何回かさせていただいて、けやき並木が大分弱っているという事実は認識しておりますし、できたら市のイベント等をけやき並木中心で開催をしていただいたときに、通行止めをしていただくような手はずをとっていただければなというふうに思っていますし、市のほうからも警察署のほうに、逆行しているのかもしれないですけれども、歩行者天国をしていただければというようなお願いも言っていると思うのですけれども、ぜひその辺を考慮していただいて、土・日だけでも、なるべく車が通らないように手はずをしていただければ、

排気ガスによってのけやき並木への影響が若干でも抑えられるのかなと思っておりますので、ただ通行止めにしただけで、何もやっていないというのもあれですから、個々の市民レベルのイベントや、けやきフェスタも開催されますし、あらゆるイベント等が開催されるときには、なるべく、基本的には通行止めをしていただくような手はずをお願いできればなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【議長】 なるべく市民の要望を聞いていただいて、お願いするより仕方がないと思うのです。

もちろん、あの周辺で営業活動をやっている方は、土・日とめられちゃったら、もう車が入らなければ、材料や、商店の品物が入らないという、いろいろまた不満もあろうかと思っておりますので、なかなか難しいとは思いますが、けやきを枯らしてしまったらどうにもならないよね。

話が飛躍しますけれども、8月18日、19日によさこいが約2,000人ぐらい府中に来るんだってね。その来る人たちは、けやき並木でよさこいを踊って大國魂神社に行くのが一つの条件だと。ほかの公民館だとか、そんなところでやるのは嫌だというようなことを言って、非常にこのけやき並木にあこがれて、約2,000人集まると、こんなことを聞いておりますのでね。

いろいろな立場があるから、なかなか大変でしょうけれども、そんな要望が強いということです。

【秋山都市整備部次長】 今、会長さんの要望について、都市計画の観点から答えさせていただきますと、通行止めなどのソフトの面は、都市計画ではなかなか難しい面がありますけれども、現

在検討しておりますのは、先ほど都市計画マスタープラン地域別構想を、地域の方々、各関係団体の方々と協議しております。そういう中で、けやき並木というのは府中市の中心部で、中心拠点という機能もございます。会長さんからお話がありましたように、けやき並木を中心とした緑の拠点でもあると思っております。この両方を両立させるということになると、大変さまざまな難しい問題がございますけれども、ただいま、指導要綱の範疇ではございますけれども、けやき並木からの建物の後退、それから高さの制限などについても事業者をお願いしています。それもやはり、都市計画マスタープランの検討の中に入れて、けやき並木にふさわしい、建物のルールにつきましても積極的に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【議長】 それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

それでは次、日程第7、その他でございますが、事務局のほうから何かございますか。

【青木地域まちづくり担当主幹】 事務局のほうから2点ございまして、初めに、今後予定しております都市計画生産緑地地区の変更の状況につきまして、担当主査からご説明させていただきます。

【浅野地域まちづくり担当主査】 1点目でございますが、今後、生産緑地地区の削除変更が予定されているものにつきまして、本日お手元にお配りしております「府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定について」といたしましたA4の、この資料に基づきご説明いたします。

2 ページをお願いいたします。右下に凡例がございますが、丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区でございます。

場所は、人見街道と浅間山通りの交差点付近の3カ所になります。

続きまして、3 ページをお願いいたします。学園通りと小金井街道の交差点北東に位置してございます地区1カ所でございます。

これら4カ所の生産緑地地区の削除とあわせまして、追加の変更もでございます。現在6申請ありまして、全部で5,800平方メートルの追加指定を予定しております。先ほどの4カ所の削除とあわせまして、次回開催の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【青木地域まちづくり担当主幹】 2点目でございますが、次回の本審議会の開催の日程と案件について、お知らせさせていただきます。

次回ですが、11月下旬を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

案件としては、ただいまご報告しました生産緑地地区の変更について、それともう1点ですが、現在、若松町二丁目地区の一部におきまして、地区計画の市民提案制度に基づきまして、地元の方と協議中でございますので、順調に進んだ場合については、若松町二丁目地内の地区計画の原案について提案させていただきた

いと考えております。

以上でございます。

【議長】 ほかに何か委員さんのほうからございませんか。

特に無いようですか。それでは終わらせていただいてよろしいですか。

本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりまして慎重審議、いろいろな角度からご討議をいただきまして、ありがとうございます。少しでも、府中はいいところではございますが、さらに住みたくなる府中、住んでいてよかった府中につながりますように、よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

午後 3 時 5 0 分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長

委 員

委 員